

ロシア産ダイヤモンドの輸入に際しての「指針」

ロシア産ダイヤモンドの輸入に関する「指針」をお送りします。

この指針は4月23日に経済産業省ホームページにて公開され、今年9月以降の法制化に向けたジュエリー業界の自主規制のための「指針」です。

関係事業者は、下記「輸入体制の構築」が必要となります。

1. 企業内の管理体制の構築
2. 経済産業省への「宣誓書」の提出
※「宣誓書」の提出は、経済産業省にて5月10日（金）よりメールにて受付を開始します。
3. 証明資料の取得・保管
4. 輸入元事業者への適切な確認
5. 経済産業省への書類提出（求めがあった場合）

以上、ご対応の程、よろしくお願い申し上げます。

経済産業省 製造産業局

ダイヤモンド（原石・研磨済み）の輸入に際して事業者が 取り組むべき内容に関する指針

令和6年4月
経済産業省

1. 趣旨・目的

ロシア連邦によるウクライナ侵略は、ウクライナの主権と領土一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反である。力による一方的な現状変更の試みは、断じて認められず、これは、欧州にとどまらず、アジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす、極めて深刻な事態であり、我が国は最も強い言葉でこれを非難している。

ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、政府は、令和5年12月6日のG7首脳声明を踏まえ、第三国で加工されたロシア産ダイヤモンドの輸入の段階的な制限を進めることとした。

本指針は、その取組の一環として、日本国内のダイヤモンドを取り扱う輸入事業者に対し、第三国で加工されたロシア産ダイヤモンドの輸入の排除及び適切な取引を実施する旨の自己宣誓を求め、そのために取り組むべき内容の手引きを提示するものである。

また、本指針の内容は、本年9月以降にG7で導入を検討している強固なトレーサビリティシステムに基づく検証及び認証メカニズムを基に導入しうる法規制を見据えて取り組むためのものであり、今後のG7における議論や、上記メカニズムの具体的な内容等に伴い見直しを行うことがある。

（令和5年12月6日 G7首脳声明（抄））

我々は、2024年1月1日までに、ロシアで採掘、加工又は生産された非工業用ダイヤモンドの輸入制限を導入し、その後、2024年3月1日を目標に、第三国で加工されたロシア産ダイヤモンドの輸入を更に段階的に制限する。これらの措置の実効性を促進するため、G7メンバーのうちダイヤモンド原石の主要な輸入国は、2024年9月1日までにG7内でダイヤモンド原石のための強固なトレーサビリティに基づく検証及び認証メカニズムを確立し、また、我々は、

この設計と実施について、生産国及び製造国を含むパートナーと協議し続ける。我々は、第三国で生産及び加工されたダイヤモンドの包括的な管理のため、トレーサビリティのための措置について、G7メンバー間並びに生産国及び製造国を含む他のパートナーとの協議を継続する。

2. 対象となる品目

本指針は、以下のダイヤモンド原石及び研磨済みダイヤモンドであって、1個（粒）当たり1カラット以上のものを対象とする。

【対象となるHSコード】

7102 10：選別していないもの

7102 31：非工業用、加工していないもの及び単にひき、クリーブまたはブルーチしたもの

※クリーブ：原石を2個以上に分割 ブルーチ：角を削り丸に近づける

7102 39：非工業用、その他のもの（研磨済みなど）

3. 輸入事業者求められる対応

（1）輸入元事業者の選定基準の策定・社内管理体制の構築

輸入事業者は、自らが選んだ輸入元事業者や調達方針をよく検証した上で、産出国がロシアではないダイヤモンド（第三国で加工されたものを含む）を輸入する必要がある。そのため、適正なダイヤモンドの取引を行うため、管理における責任者を明確にし、自主的・組織的に取り組む体制を構築するとともに、輸入元事業者の選定や調達に関する基準あるいは方針を社内であらかじめ策定する必要がある。

また、サプライチェーンのデューディリジェンスを監督するのに必要な知識及び経験を有する（あるいは習得する）担当者を決め、内部での管理や報告を徹底することが望ましい。

（2）自己宣誓の実施

ダイヤモンド（原石・研磨済み）を輸入する事業者は、本指針の3.にて定める内容を遵守する宣誓書（添付2）を経済産業省に提出する。

(3) 取得・保管する証明書類

輸入事業者がダイヤモンド（原石・研磨済み）を輸入する際には、産出国がロシアではないこと（第三国で加工されたものを含む）を証するため、以下の①～④のいずれかの書類を取得・保管する必要がある。

① キンバリープロセス証明書（以下「KP証明書」という。）

KP証明書において、原産国（Country of Origin）の記載欄にダイヤモンドの産出国が明記されている（デビアス DTC の混合ダイヤを含む）もの。ただし、原産国の欄が不明あるいは混合（Unknown/****）となっているものについては原産国を明らかにする資料として用いることはできない。

② G7証明

G7における検証及び認証メカニズム（仮）の下、ダイヤモンド原石の段階で、ロシア産ダイヤモンドでないことが認証されたことを証するもの。

※2024年4月現在、G7において検証・認証メカニズムの構築に向けて検討が進められている。

③ 輸入元事業者等による宣誓等が示された書類（インボイス等）

<原産国（産出国）の明確化・非ロシア産の宣誓>

原産国（産出国）が明記されている又は「私は、この貨物に含まれる非工業用ダイヤモンドが、ロシア連邦外で他の製品に実質的に加工されたか否かにかかわらず、その全部または一部がロシア連邦内で採掘、抽出、生産、製造されたものではないことを証明します」等の非ロシア産ダイヤモンドであることを宣誓する記載がなされているインボイス等の書類。

【宣誓例】

（注：輸入者が宣誓することを求めている米国財務省 OFAC の例示を引用）

I certify that the non-industrial diamonds in this shipment were not mined, extracted, produced, or manufactured wholly or in part in the Russian Federation, notwithstanding whether such diamonds have been substantially transformed into other products outside of the Russian Federation.

④ 第三者機関によるトレーサビリティシステム証明書

ダイヤモンドのサプライチェーンの各段階のデータを取り入れた追跡システムを活用した第三者機関（GIA、SARINE等）による原産国の証明書。

（４）重量（カラット）の記載について

インボイス等において、対象品目か否かを明らかにするため、ダイヤモンド1個（粒）ごとのカラット数が制限値以上か否か、または制限値を超えるダイヤモンドが含まれているか否かを明らかにする必要がある。

記載に当たっては、インボイスやパッキングリスト等の書類において、ロットごとの総数量（ダイヤの個数）・総重量（カラット）及びそのロットに対象品目が含まれているか否かを確認できること、あるいは、1個（粒）ごとのカラットの数値（重量）が確認できることが望ましい。ただし、メレダイヤ等の貨物において、1個（粒）ごとのカラット数の把握が困難な場合には、制限値を超えるダイヤモンドが含まれていないことを確認できるよう、その旨が分かる記載がなされていることで足りる。

（５）輸入元事業者への適切な確認

輸入事業者は、輸入元事業者に対して、原産国に関する確認・記録保持を促し、適切な対応が行われているかを確認する必要がある。また、輸入元事業者が発行したインボイス等の記載内容について、輸入事業者の管理担当者が毎年照合・確認することが期待される。

（６）経済産業省への書類等の提出

輸入事業者は、経済産業省から、自己宣誓の内容が適切に行われていることを確認できる資料の提出を求められることがある。

＜添付 1＞輸入体制の構築（フロー）

ステップ 1：企業の管理体制の構築

- ①ダイヤモンド取引の管理責任者を置き、適切な社内体制を構築
- ②輸入元事業者の選定や調達の基準あるいは方針を策定
- ③サプライチェーンのデューディリジェンスを監督できる担当者を選定・配置

ステップ 2：自己宣誓の実施・証明資料の取得・保管

経済産業省への宣誓書の提出

ステップ 3：証明資料の取得・保管

KP 証明書（原産国が明記）、G 7 証明、原産国あるいは産出国がロシアではない旨を宣誓する文言が記載されたインボイス等、第三者機関による原産国（産出国）証明書等のいずれかを取得・保管（また、対象品目であることが確認できる重量(カラット)情報も併せて保管）

ステップ 4：輸入元事業者への適切な確認

- ①輸入元事業者に対して原産国（産出国）に関する記録保持を促す
- ②輸入元事業者が輸入制限に抵触していないかを確認
- ③輸入元事業者が発行したインボイスの記載内容を毎年照合・確認

ステップ 5：経済産業省への書類提出（求めがある場合）

自己宣誓を証明するため、必要に応じて経済産業省に情報提供

＜添付2＞宣誓書ひな形

宣誓書

経済産業省生活製品課長 殿

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者役職・氏名

私／当社は、「ダイヤモンド（原石・研磨済み）の輸入に際して事業者が取り組むべき内容に関する指針」に基づき、以下の各事項を遵守することを宣誓します。

また、貴省において必要と判断した場合に、下記の内容を証明するための関係資料を貴省に提供することについて同意します。

記

1. 私／当社が輸入するダイヤモンド原石または研磨済みダイヤモンド（本指針2.において対象とする品目）は、ロシアで操業する鉱山会社から産出されたものではなく、かつロシアで加工もしくは生産されたものではないことを、取引先から得られた情報等に基づき適切に確認していること
2. 適正なダイヤモンドの取引を行うため、管理における責任者を明確にし、自主的・組織的に取り組む体制を構築するとともに、輸入元事業者の選定や調達に関する基準あるいは方針を策定する。また、サプライチェーンのデューディリジェンスを監督するのに必要な知識及び経験を有する（あるいは習得する）担当者を決め、内部での管理や報告を徹底すること
3. 非ロシア産ダイヤモンドであることを証明する関係書類（KP証明書（原産国が明記）、G7証明、インボイス、第三者機関による原産地証明書等）や当該指針3（4）に基づきダイヤモンドの重量に係る書類等を整えること
4. 輸入元事業者に対して、原産国（産出国）を明らかにするための書類の内容が事実であることを証する資料整備を促すとともに、必要に応じて輸入元事業者が発行したインボイス等の内容の確認を行うこと

（担当者）氏名：

役職：

電話：

メールアドレス：